

平成 20 年度労働基準監督署・公共職業安定所の再編整理について

平成 20 年度において、労働基準監督署（以下「監督署」という。）
1 カ所及び公共職業安定所（出張所、分室を含む。以下「安定所」
という。）43カ所について再編整理を行う。その具体的内容は別添
のとおり。

(※) 最近の監督署・安定所再編整理状況

	監督署	安定所
平成 17 年度	6	26
平成 18 年度	8	9
平成 19 年度	1	22
平成 20 年度（予算案）	1	43

平成20年度 監督署・安定所の再編整理一覽

署・所	局	再編対象所	区分	再編後	実施日
監督署	山口	小野田署	廃止	宇部署	平成21年3月31日
安定所	北海道	札幌所北三条出張所	廃止	札幌所	平成20年4月1日
	青森	五所川原所鯉ヶ沢出張所	廃止	五所川原所	平成20年4月1日
	岩手	一関所千蔵出張所	廃止	一関所	平成21年3月31日
		大船渡所陸前高田出張所	廃止	大船渡所	平成21年3月31日
	宮城	白石所	出張所降格	大河原所	平成20年4月1日
		仙台所青葉出張所	廃止	仙台所	平成20年4月1日
	福島	須賀川所石川出張所	廃止	須賀川所	平成21年3月31日
		相馬所	出張所降格	原町所	平成21年3月31日
		相馬所原町出張所	本所昇格	原町所	平成21年3月31日
		富岡所	出張所降格	原町所	平成21年3月31日
		富岡所浪江出張所	廃止	原町所	平成21年3月31日
		勿来所	出張所降格	平所	平成21年3月31日
		喜多方所	出張所降格	会津若松所	平成21年3月31日
	茨城	日立所常陸太田出張所	廃止	常陸大宮所	平成20年4月1日
	栃木	那須烏山所	出張所降格	宇都宮所	平成20年4月1日
	東京	渋谷所宇田川町出張所	廃止	渋谷所	平成20年4月1日
	神奈川	鶴見所	廃止	川崎所	平成21年3月31日
		横浜所鶴屋町出張所	廃止	横浜所	平成20年4月1日
	新潟	小千谷所	出張所降格	長岡所	平成20年4月1日
		妙高所	出張所降格	上越所	平成20年4月1日
	長野	岡谷所	出張所降格	諏訪所	平成20年4月1日
		小諸所	出張所降格	佐久所	平成20年4月1日
	愛知	名古屋中所名駅出張所	廃止	名古屋中所	平成20年4月1日
		名古屋北所	廃止	名古屋中所 名古屋東所	平成20年4月1日
	三重	熊野所	出張所降格	尾鷲所	平成20年4月1日
	大阪	大阪西所難波出張所	廃止	大阪西所	平成20年4月1日
	兵庫	姫路南所	廃止	姫路所	平成20年6月2日
		相生所	出張所降格	龍野所	平成20年4月1日
		八鹿所	出張所降格	豊岡所	平成20年4月1日
		灘所三宮出張所	廃止	灘所	平成20年4月1日
	鳥取	郡家所	廃止	鳥取所	平成20年4月1日
		境港所	廃止	米子所	平成20年4月1日
	島根	川本所	出張所降格	浜田所	平成20年4月1日
岡山	玉島所	廃止	倉敷中央所 笠岡所	平成21年3月31日	
	児島所	出張所降格	倉敷中央所	平成21年3月31日	
広島	尾道所因島出張所	廃止	尾道所	平成20年4月1日	
	尾道所世羅分室	廃止	尾道所	平成20年4月1日	
	庄原所	出張所降格	三次所	平成20年4月1日	
山口	小野田所	廃止	宇部所	平成21年3月31日	
福岡	福岡中央所天神出張所	廃止	福岡中央所	平成20年4月1日	
	小倉所大手町出張所	廃止	小倉所	平成20年4月1日	
大分	臼杵所	廃止	佐伯所	平成20年4月1日	
宮崎	延岡所高千穂出張所	廃止	延岡所	平成20年4月1日	

(参考) 再編整理の背景及び基本的考え方

1 背景

(1) 都道府県労働局は、行政改革の流れの中で、定員が大幅に削減されている(※)。

(※)平成11年度から平成19年度までに、1,065名の定員が削減されており、この人数は、大規模な労働局(北海道、愛知、福岡)の職員数に相当する。

(2) また、監督署や安定所については、再編整理を積極的に進めることとされている。

(参考1) 定員合理化計画(平成17年から平成21年まで) 2,022人の定員削減
総人件費改革(平成18年から平成22年まで) 738人の定員純減

(参考2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づく「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」において、平成18年度からの5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50署所において整理合理化を行うこととされている。

2. 基本的考え方

(1) このような状況に対応し、全国ネットワークの行政組織として、効率的で質の高い行政サービスを執行できる体制を確保するため、監督署・安定所を整理統合し、管理・間接部門の合理化、業務の集約化等により、統合された監督署・安定所の業務執行体制を強化するなど行政の執行体制の確保を図ることとしている。

(2) なお、再編整理対象の検討に当たっては、①業務量、②交通アクセス等を総合的に判断している。